

別 記

第1号様式（第8条）

成田市放射線量測定器貸出申請書

年 月 日

（あて先）成田市長

申請者 住 所

氏 名

連絡先

法人又は団体の場合

窓口に来た人 住 所

氏 名

連絡先

成田市放射線量測定器貸出要領第8条第1項の規定により、裏面注意事項を承諾し、次のとおり放射線量測定器の借受けを申請します。

使 用 場 所	所 在 地	成田市	
	測定場所	自宅・自宅以外の所有地・会社・その他（ ）	
借 受 日 時	年 月 日（ ）	時 分 から	
		時 分 まで	
本 人 確 認 書 類	健康保険証 ・ 運転免許証 ・ パスポート その他（ ）		
備 考			

※ 職員記載欄

貸出機器 NO \_\_\_\_\_

貸出日時	／ :	担当職員	
返却日時	／ :	担当職員	

## 放射線量測定器使用に関する注意事項

- 1 借受け及び返却の際は、職員の立会いのもと放射線量測定器（以下「測定器」という）が正常に作動することの確認を受けること。
- 2 測定器は、原則として事前に予約した者が受領するものとする。予約者の委任を受けて測定器を受領する場合は、窓口に来た人の欄に氏名等を記載し、返却までの責任を有するものとする。
- 3 申請書の連絡先は、携帯電話等、日中に連絡が取れる電話番号を記入すること。
- 4 借受者から第三者への譲渡、又は転貸等を禁止する。
- 5 測定器は、精密機器であることから、慎重かつ丁寧な取扱いに努めること。
- 6 測定器は、空間線量を測定する機器であるため、食品、水及び土壌の測定はできません。
- 7 返却時間を厳守すること。
- 8 測定器を損傷又は紛失したときは、弁償して頂きます。